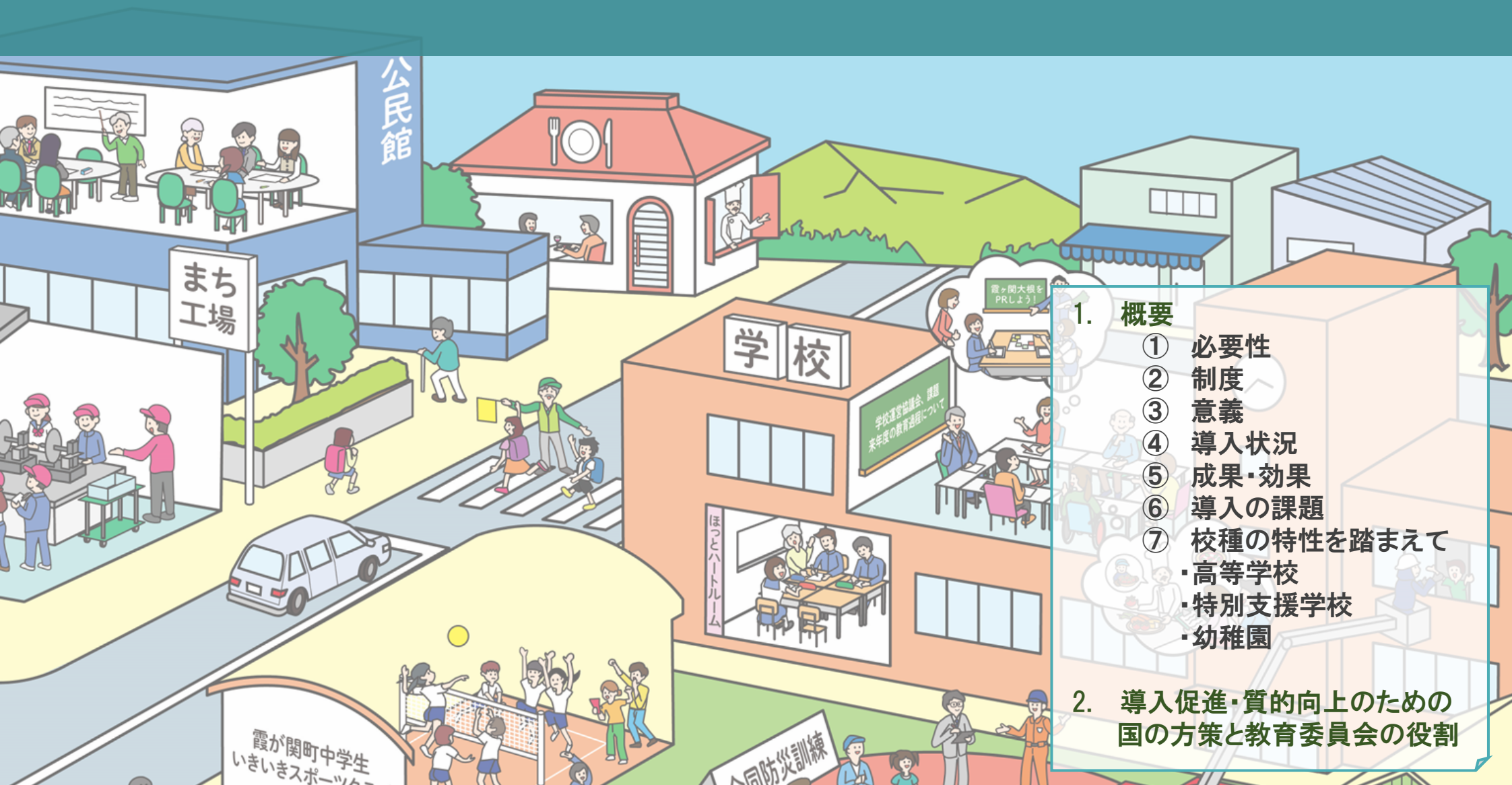


# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ～ コミュニティ・スクールの導入促進・質の向上、教育委員会の役割～



## 1. 概要

- ① 必要性
- ② 制度
- ③ 意義
- ④ 導入状況
- ⑤ 成果・効果
- ⑥ 導入の課題
- ⑦ 校種の特性を踏まえて
  - ・高等学校
  - ・特別支援学校
  - ・幼稚園

## 2. 導入促進・質的向上のための 国の方策と教育委員会の役割



# 1 コミュニティ・スクールの概要

## 地域における教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
- 地域における地縁的なつながりの希薄化
- 地域の人間関係の希薄化

等

## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
- 生徒・児童指導に関わる課題の複雑化
- 教員の働き方改革の必要

等

## 学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

**地域**  **学校**

◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）  
◆ 地域学校協働活動、地域学校協働本部

**地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進**



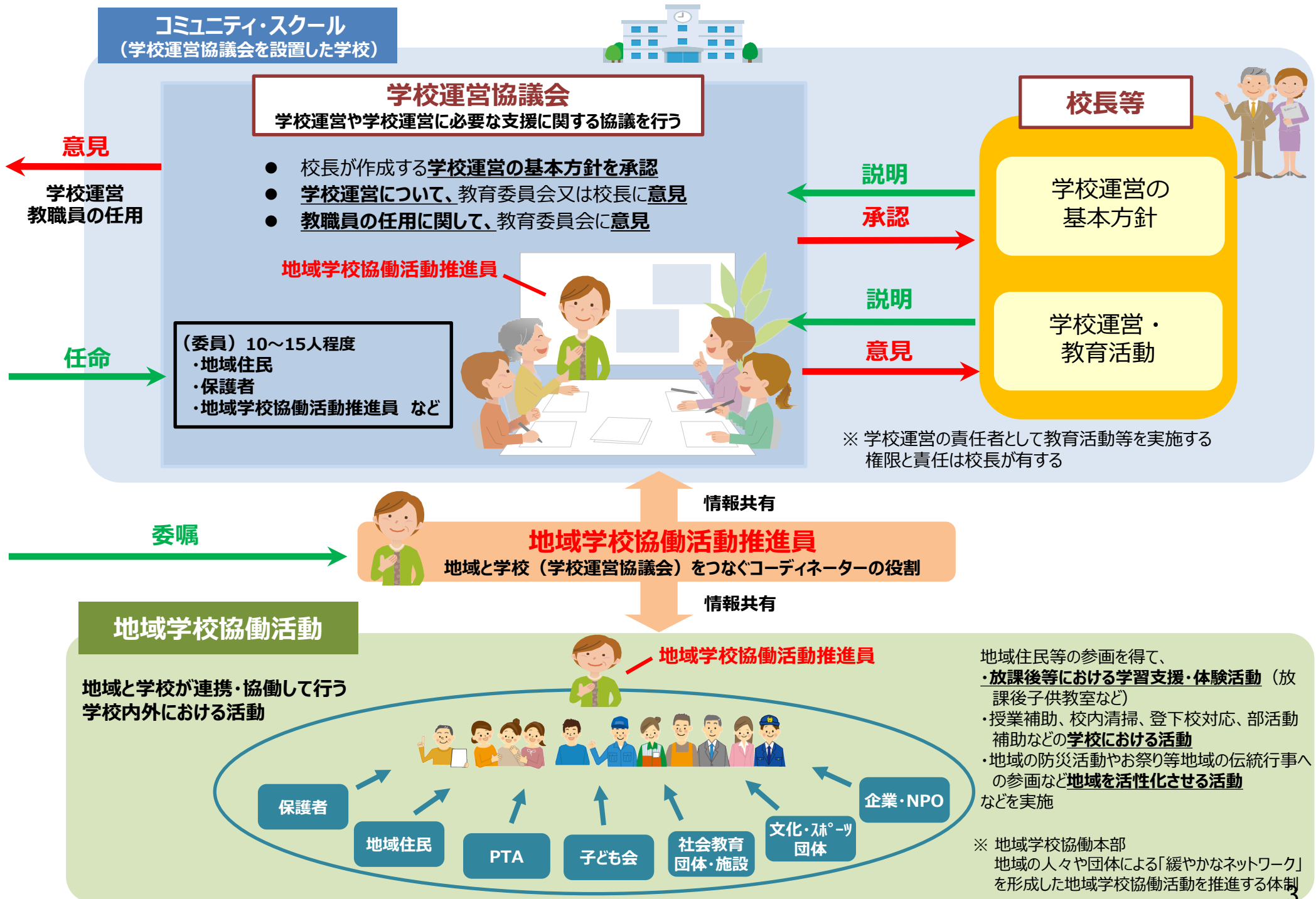
【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。



## ② 制度

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** …… 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**  
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）
- 2 自立性・対等性** …… **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与  
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）
- 3 持続性** …… 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**  
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



**ICT機器の活用**    **学校における働き方改革**

生徒の情報端末の操作のサポートやプログラミング教育等に課題

学校業務の精選や教員の意識改革などに課題



**子供の課題**



**子供の問題行動等**

不登校や非行など、学校外での問題行動等への対応に課題



**地域の課題**



**若者の地元定着**

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

**地域防災**

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 埼玉県ふじみ野市

(例) 岡山県浅口市

(例) 福岡県春日市

(例) 鳥取県南部町

(例) 熊本県

**企業退職者や研究者が、学校応援団として、プログラミング教育へのアドバイスや支援等に協力**

**保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教員の意識改革にも成果**

**課題を学校と地域が共有・協議し、保護者・地域・学校・警察が協力して夜間パトロールなどを実施**

**地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成**

**自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、生徒と地域住民の合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践**

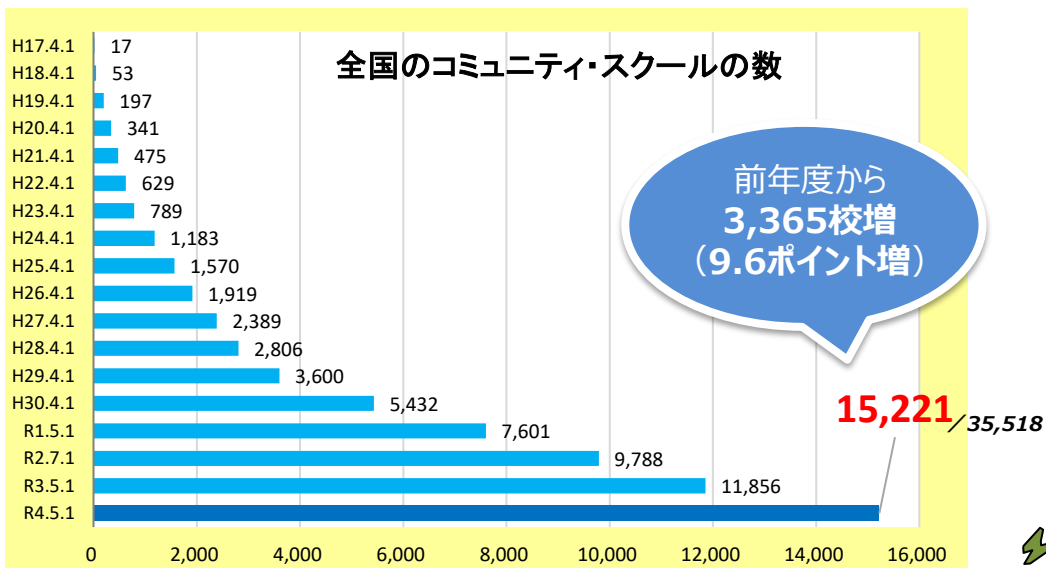
# ④ 導入状況

# コミュニティ・スクールの導入校数・導入率（全国・全校種）

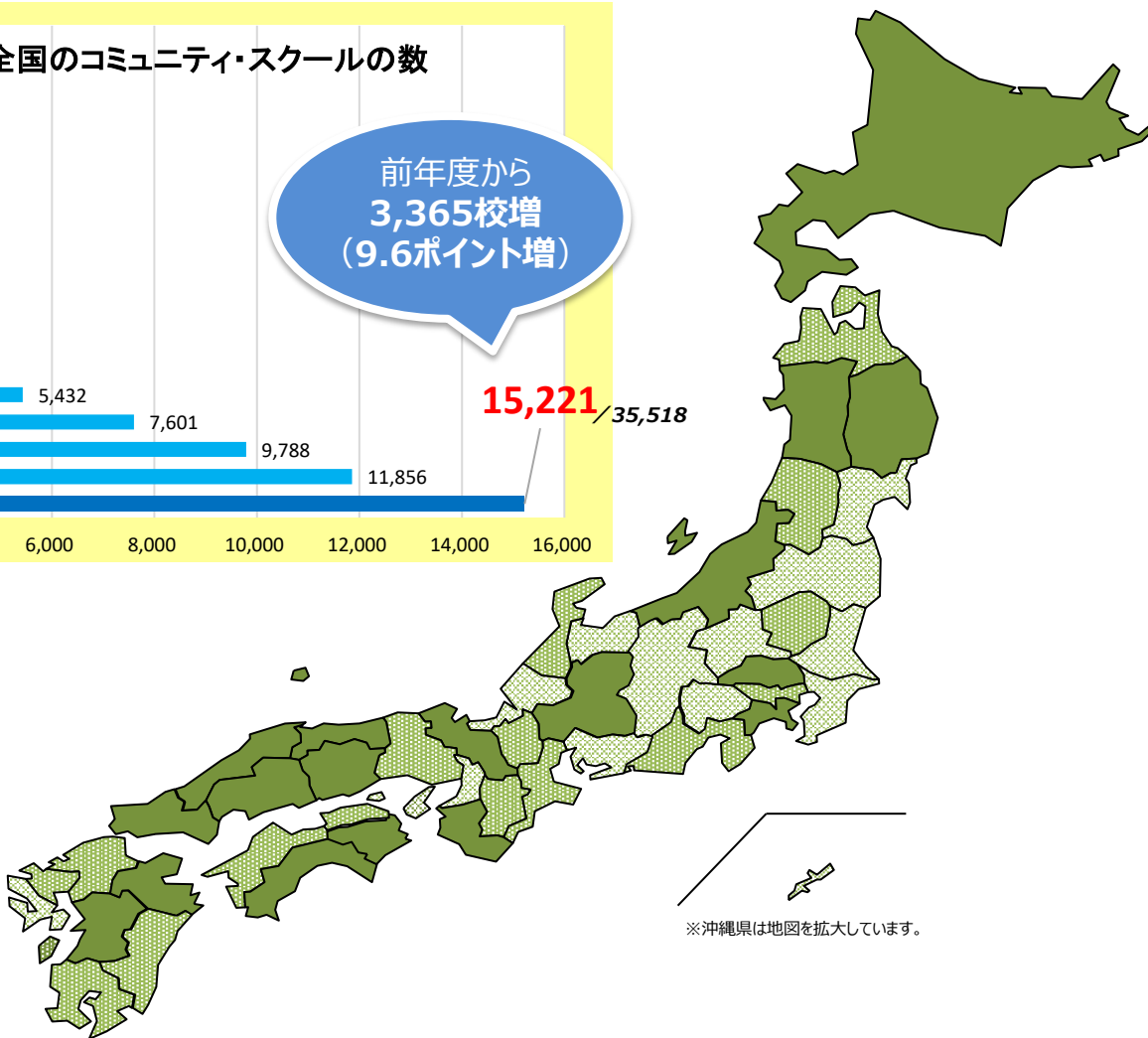
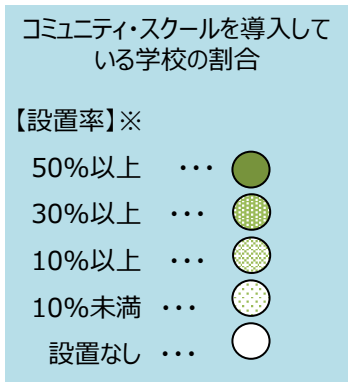
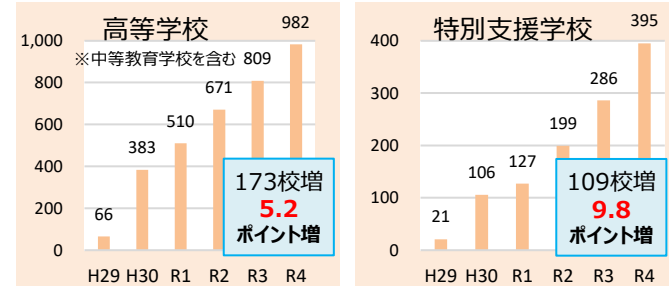
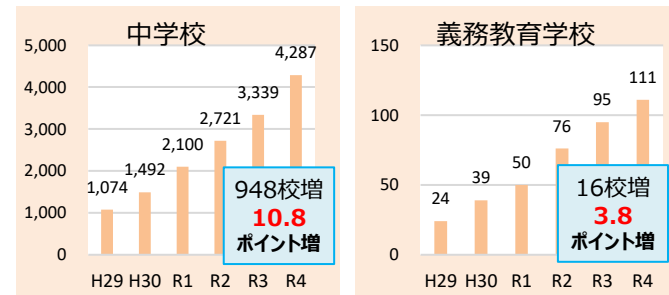
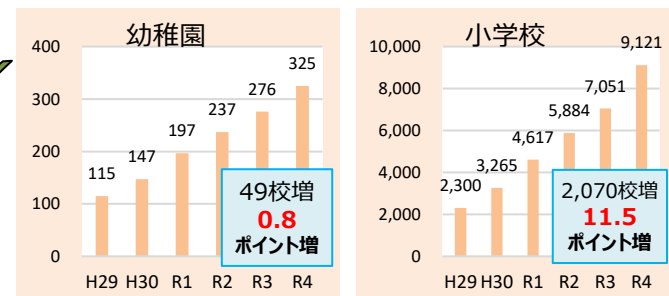
学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



## 校種別設置状況

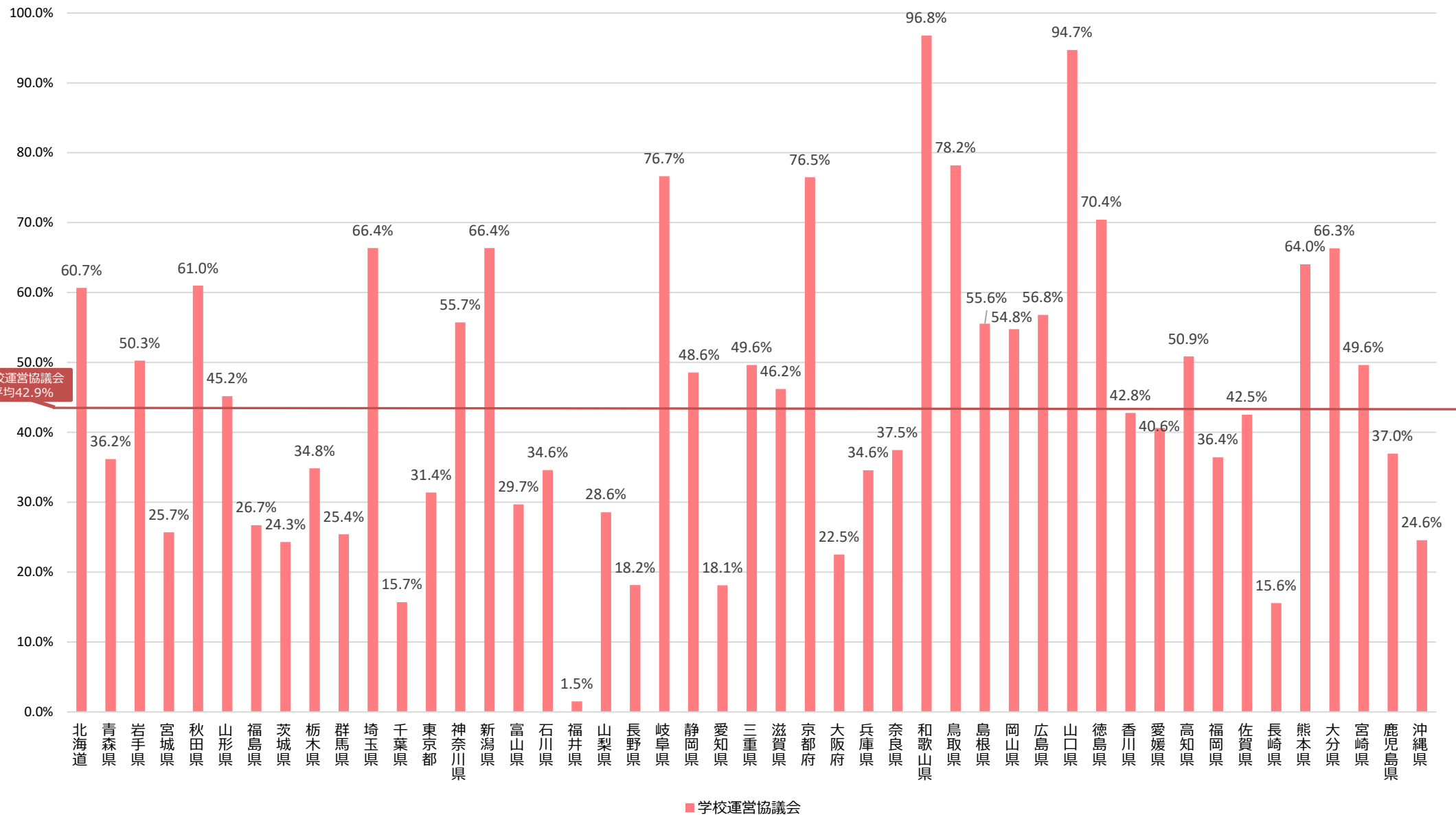


※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。  
 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

# ④ 導入状況

# コミュニティ・スクールの導入率（都道府県別・全校種）

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 15,221校（幼稚園：325、小学校：9,121、中学校：4,287、義務教育学校：111、高等学校：975、中等教育学校：7、特別支援学校：395）



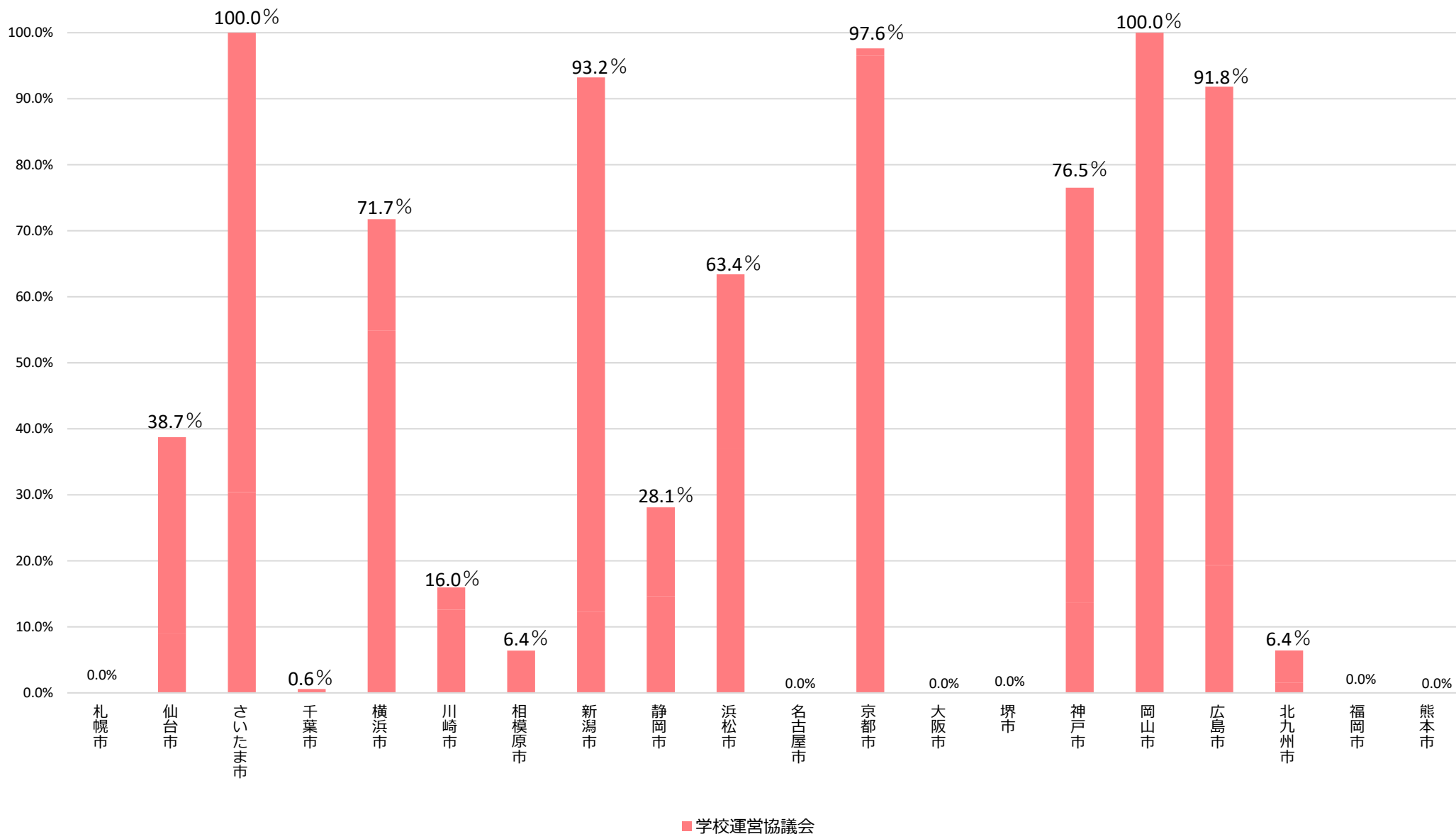
※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。



# ④ 導入状況

## コミュニティ・スクールの導入率（指定都市別・全校種）

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 1,836校（幼稚園：60、小学校：1,184、中学校：532、義務教育学校：12、高等学校：21、中等教育学校：3、特別支援学校：24）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係者全員にメリットがある

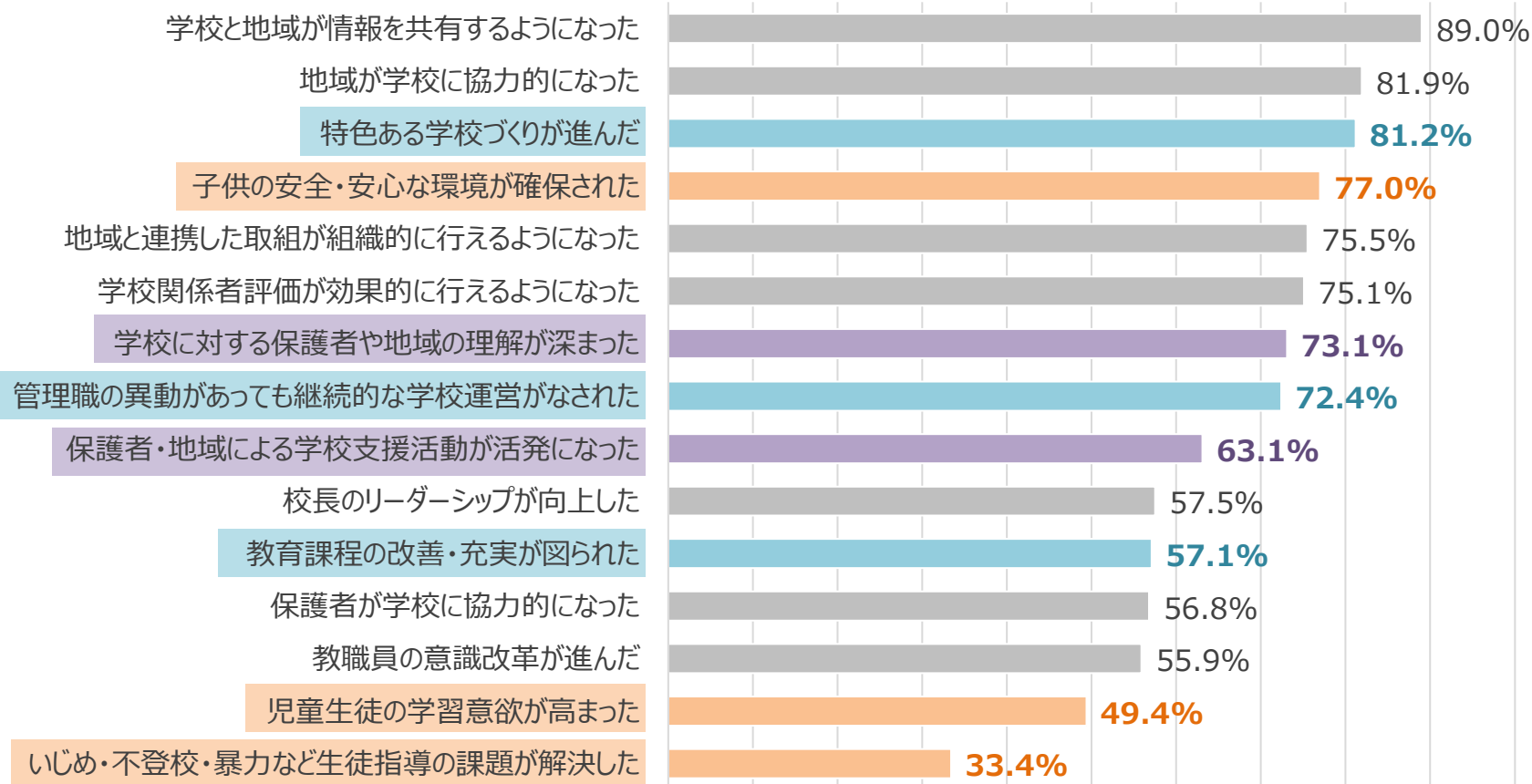
CS導入校の校長を対象とした調査

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？

学校  
(教職員)  
への効果

地域  
(保護者含む)  
への効果

子供たち  
への効果



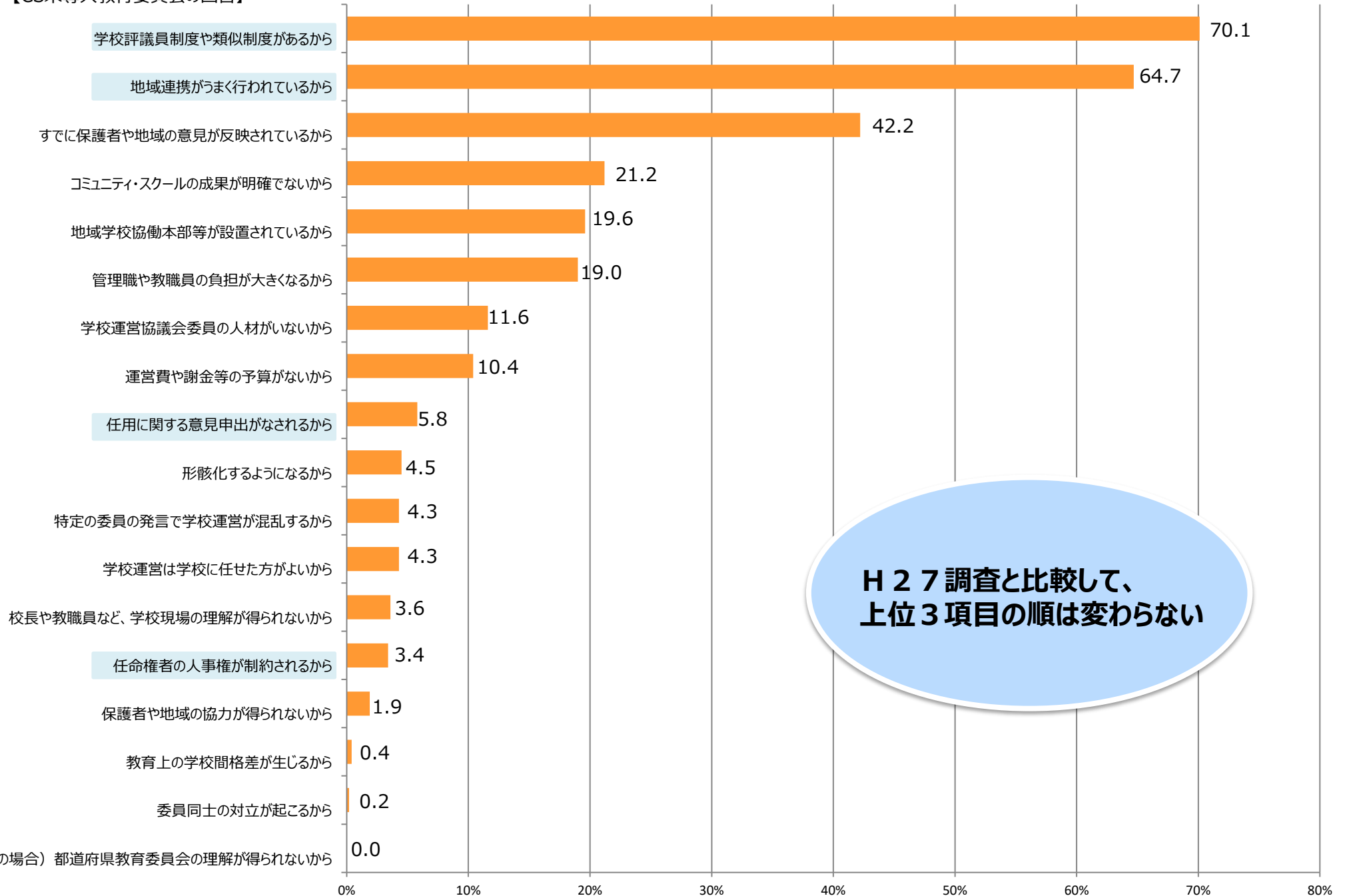
※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋  
出典：学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（2021.3）（令和2年度文部科学省委託事業）

## ⑥ 導入の課題

# コミュニティ・スクールを導入していない理由

(※CS=コミュニティ・スクール。以降同じ)

【CS未導入教育委員会の回答】



H27調査と比較して、  
上位3項目の順は変わらない

# 既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

## 基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築

コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会規則(教育委員会規則)を作成し、地教法に基づく仕組みに位置づける

## 自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体※

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べるができる会議体(任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。)

## 学校関係者評価委員会

学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。  
学校教育法第42、43条、同法施行規則第67条

## 学校評議員制度

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。  
学校教育法施行規則第49条

## 類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

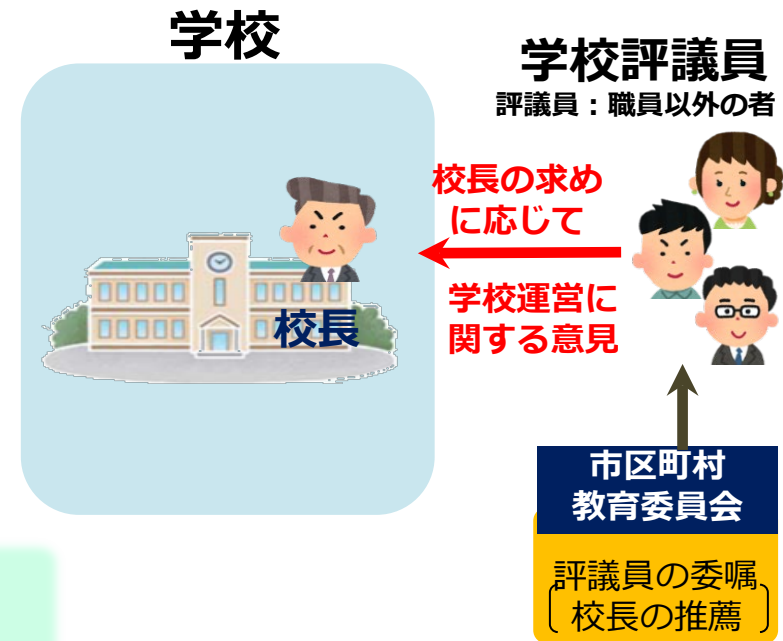
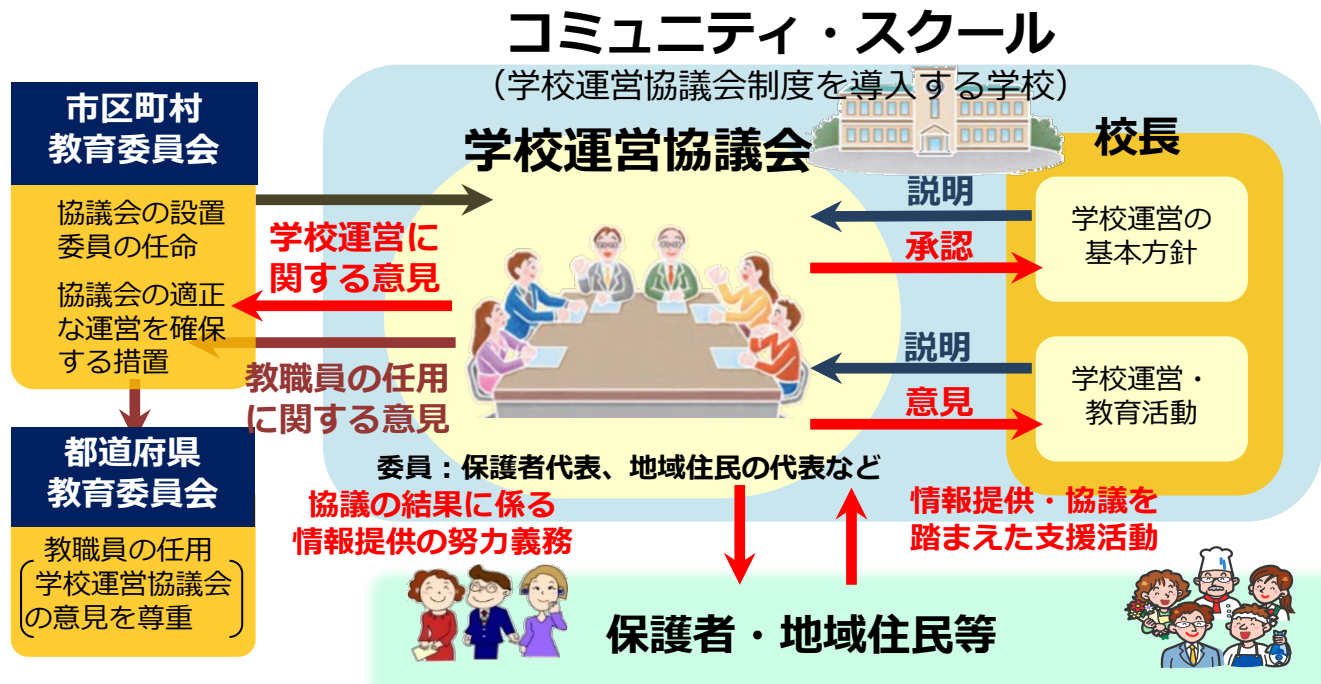
- ◆ 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆ 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆ 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆ 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆ 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

※文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方  
(「学校運営協議会」設置の手引き(令和元年改訂版))  
をもとに作成



# 『学校評議員制度』と『学校運営協議会制度』との相違



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)



**継続性の観点**



校長の異動に左右

協議体による組織的な活動の広がり



**組織的活動の観点**



想定していない

法令等に基づき役割(権限)が明確化



**役割の明確化の観点**



校長の運用

主体的参画による連携・協働性が向上



**連携・協働性の観点**



第三者的関わり

# 「教職員の任用に関する意見」の取扱いについて

## 地教行法 第47条の5

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会の定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる

- 学校運営協議会は、地域とともに学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（**分限処分、懲戒処分等は含まない**）について当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるができる。
- 任命権者は地域の実情を踏まえ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められるが、**任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではない**。さらに、**どのような事項について意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることが可能**。

### 教育委員会規則の例

#### A市 学校運営協議会規則

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項  
(**特定の職員の任用に関する事項を除く**。次号において同じ。)

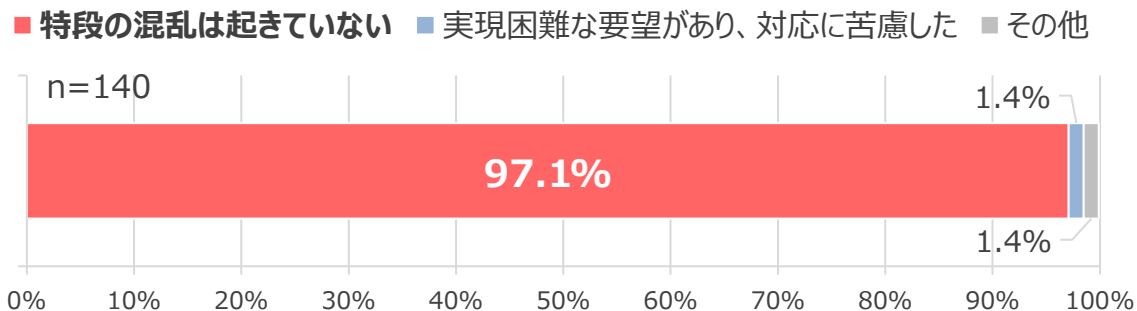
#### B区 学校運営協議会規則

第5条 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見（**対象学校の運営改善に資する建設的な意見であるものに限る**。）を教育委員会に述べ、又は東京都教育委員会を経由して教育委員会に述べることができる。  
ただし、**対象学校における転任を求める意見及び個人を特定しての意見を述べることはできない**。

### 要望例

- 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置
- 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置

## 教職員の任用等に関する意見による学校運営の影響について CS導入校の回答



その他、以下についても明らかになっている

- 実際に教職員の任用について意見が出された学校の割合は導入校の**約6.1%**（n=2, 304）
- 意見の内容は、教職員人事に関する**一般的要望や教職員加配の要望が大半**を占めている

（令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書）

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

## 1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



## 3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

### 【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

**関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

### 【取組の方向性】

#### (1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

#### (2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

#### (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

## 4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた  
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（抜粋）  
平成27年12月21日 中央教育審議会

#### （高等学校の特性を踏まえた在り方）（25ページ）

高等学校は、全日制・定時制・通信制、普通科・専門学科・総合学科など、様々な課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営の在り方等が存在している。また、義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、通学区域が広範囲にわたることに留意する必要があり、広く社会との関わり・連携を深めていく視点が求められる。

高等学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものである。

具体的には、これまで培われた地域や社会との関係を生かして、学校運営協議会を通じ、学校が所在する地域の住民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業、NPO等の団体、地方公共団体等の協力を得ることで、

- 地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習を実施したり、町興しイベント等の企画・実施を通じて地域の活性化を図るなど、高等学校と地域の双方向的な魅力を発信したり、
- これからの企業・社会が求める人材像や資質・能力等について協議したり、
- 高等学校の周辺地域の企業等と連携・協力してインターンシップ等を実施したり、
- 専門高校等において、地域産業と連携し、職場で実践的な技術研修を実施したり、特別非常勤講師等として招へいして授業を実施するなど

学校の活性化や教育の質の向上に資するとともに、地方創生の観点からも、地域の課題解決・活性化に資することが期待される。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（抜粋）

令和4年3月14日  
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

#### （小・中学校以外の学校種における導入の必要性和留意点）（19ページ）

保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会は、全ての学校種に欠かせない仕組みであるが、学区区が広域である高等学校や特別支援学校等においては、「地域」をより柔軟にとらえ、立地上の地域（エリア・コミュニティ）だけではなく、それぞれの学校の教育目標や内容に関わる地域（テーマ・コミュニティ）の双方の側面を生かすべきである。高等学校においては、生徒が多様な大人との関わりの中で社会とつながり、社会の中で学ぶ場を広げていくことが求められており、スクール・ポリシーの策定や新学習指導要領で位置付けられた総合的な探究の時間などの実施において、学校運営協議会での保護者や地域住民等との目標や課題の共有とその達成や解決に向けた協議が重要となる。

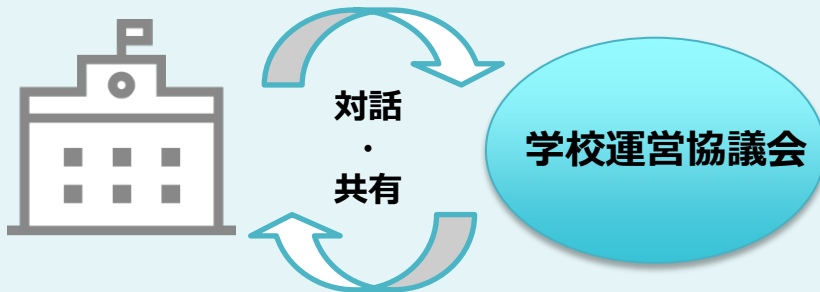
#### ①高等学校

高等学校においては、生徒が多様な大人との関わりの中で社会とつながり、社会の中で学ぶ場を広げていくことが求められており、スクール・ポリシーの策定や新学習指導要領で位置付けられた総合的な探究の時間などの実施において、学校運営協議会での保護者や地域住民等との目標や課題の共有とその達成や解決に向けた協議が重要となる。

公立高等学校は、都道府県立が中心であるため、都道府県教育委員会の高校所管課の理解を進めるための説明会等の取組が有効である。



①組織的・効果的な学校運営協議会の設置



学校運営協議会を運営するに当たっての「地域」の捉え方は、学区や市町などの行政区域で地域を限定するのではなく、**高校の教育方針や教育活動の範囲に応じて柔軟に考えることが必要**

学校運営協議会委員の選定

例) 保護者、大学教授、地元企業代表、商工会会員、地元自治会、県や市役所等の職員、同窓会、近隣高校校長、地元小・中学校長

**学校教育目標を実現するために、どのような「人」に関わってもらうのがよいかという視点をもつことが重要**

②各学校の目標や実情等に応じた連携・協働



(例1)

国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成

- ・ 国内外の高等教育機関
- ・ 国内外の企業 等

(例2)

最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成

- ・ 企業
- ・ 地元経済団体
- ・ 都道府県・市町村行政
- ・ 高等教育機関 等

(例3)

持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成

- ・ 地方公共団体
- ・ 産業界
- ・ 高等教育機関
- ・ NPO法人 等

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた  
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（抜粋）  
平成27年12月21日 中央教育審議会

（特別支援学校の特性を踏まえた在り方）（26ページ）

これからは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」を目指す必要がある。

このため、障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、地域住民や保護者等との連携・協働を一層推進し、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。

障害者に対する理解を推進することにより、周囲の人々が障害のある人や子供たちと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要であり、学校と地域が連携・協働しながらこうした環境を醸成していくことは、共生社会の構築につながる。

具体的には、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者等に加え、医療、保健、福祉等の代表の協力を得ることで、子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を図るほか、地元の職業センター等の代表の協力を得て、地場産業への就労を目指す教育課程の工夫や地域の特産品を活用した作業製品の開発・販売を進めること等により、学校の活性化や教育の質の向上、さらには、共生社会の実現に資することが期待される。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（抜粋）  
令和4年3月14日  
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

（小・中学校以外の学校種における導入の必要性と留意点）（19ページ）

保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会は、全ての学校種に欠かせない仕組みであるが、学校区が広域である高等学校や特別支援学校等においては、「地域」をより柔軟にとらえ、立地上の地域（エリア・コミュニティ）だけではなく、それぞれの学校の教育目標や内容に関わる地域（テーマ・コミュニティ）の双方の側面を生かすべきである。特別支援学校においては、地域住民の理解、就業先となる企業等との連携・協働やつながりづくり、教育課程における生涯学習への意欲向上に向けた取組の推進、地域での活動の場をつくる観点など、卒業後を含めた障害者の生涯に渡る学習や生活を学校と地域でどのようにシェアしていくのかという課題を協議する場として、コミュニティ・スクールの導入が効果的である。

② 特別支援学校（20ページ）

特別支援学校においては、地域住民の理解、就業先となる企業等との連携・協働やつながりづくり、教育課程における生涯学習への意欲向上に向けた取組の推進、地域での活動の場をつくる観点など、卒業後を含めた障害者の生涯に渡る学習や生活を学校と地域でどのようにシェアしていくのかという課題を協議する場として、コミュニティ・スクールの導入が効果的である。

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の積み重ねは、  
**学校の教育目標の実現、学校運営の強化**のみならず、**特別支援学校・児童生徒への理解の広がり・深まり、地域におけるつながりづくり**等、**共生社会の基盤形成**にも効果を発揮。



青森県立  
八戸高等支援学校

千葉県立  
飯高特別支援学校

大阪府立  
岸和田特別支援学校

### 学校運営協議会

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議



学校の教育目標等の共有

地域社会の中で  
自分らしく活躍する生徒

地域に学び、自分の良さを伸ばし、  
心豊かにたくましく生きる  
児童生徒の育成

共生社会実現をめざし、  
地域から信頼される学校

目指す子供の姿、育成したい資質・能力

### 実際の議題例

- 教育課程
- 学力向上
- 不登校の未然防止
- 学校における働き方改革
- 卒業後の進路
- 自立と社会参加に向けた取組
- 特別支援学校・児童生徒への地域住民の理解
- 地域住民とのつながり
- 就業先となる企業等との連携・協働等

地域学校協働活動

成果・効果や関係者の声



校内カフェ・さめリンピック等



地域課題を教育資源とした  
地域課題解決学習



ボランティア体験講座等

**(子供)** 幅広い年齢層の地域住民との交流を楽しむことができた。  
**(地域)** 学校や生徒の障害の様子、パラスポーツについて、理解を広げることができた。地域内での協力関係が深まり、地域の活性化につなげることができた。

**(子供)** 地域の大人との学びの中で、認められ、褒められ、頼りにされることが、自己有用感や自己肯定感の向上につながっている。  
**(地域)** コミュニティ・スクールの仕組みにより、学校や児童生徒への理解が広がり深まり、共生社会の形成に向けた一助となっている。

**(子供・地域)** 障がい児・者理解につながるきっかけづくりと、地域の障がい児・者の生活の質を高める社会づくりに貢献するためにボランティア体験講座を実施することで、障がい児・者理解を進め、このことで相互の充実感が増し、ボランティア活動の促進へとつながっている。



新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた  
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(抜粋)  
平成27年12月21日 中央教育審議会

(幼稚園の特性を踏まえた在り方) (25ページ)

幼児期の豊かな体験となり、地域への愛着や誇りを持つ基盤となる。子供たちが地域で活躍する活動や場を作ることで、自己肯定感も育つ。

また、子供たちの健やかな成長のためにも、幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を構築していく必要がある。

具体的には、学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考える場としていくことが重要であり、卒園児の保護者や区域の小学校や教育・保育施設の関係者等の協力を得ることで、小学校との円滑な接続や教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待される。

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ(抜粋)  
令和4年3月14日  
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

(小・中学校以外の学校種における導入の必要性と留意点) (20ページ)

③幼稚園

幼稚園においては、教育委員会等における幼児教育推進体制の整備を推進し、地域の小学校や幼児教育施設等とも連携しながら、地域全体で地域と連携・協働した取組の充実が求められているため、コミュニティ・スクールの導入を進める必要がある。その際、子供の学びの連続性の観点から、幼・小・中を通じた一貫教育に取り組む上で、幼稚園と小・中学校が連携した学校運営協議会を設置することも有効である。

他の学校種よりも保護者との関わりが強い幼稚園では、コミュニティ・スクールによって、保護者が積極的に学校(幼稚園)運営に関わることで、保護者としての成長を促す効果も期待される。

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について  
～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～(抜粋)

令和5年2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会  
幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

1. 架け橋期の教育の充実 (10ページ)

(2)目指す方向性

②架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫による PDCA サイクルの確立

(イ) 架け橋期の教育の評価、家庭・地域との連携

このような架け橋期の継続的な PDCA サイクルを構築していくためには、幼保小の接続担当を園務・校務の分掌に位置づけ、幼保小の合同会議等をオンラインも適宜活用しながら定期的を開催するなど、幼保小の対話を継続するための工夫が必要である。その際、幼保小の合同会議では、参加者が互いに尊重し合いながら率直に語り合い、架け橋期という重要な時期を担う仲間として学び合えるような同僚性を形成しながら対話を行うことが重要である。また、架け橋期のカリキュラムに取り組む意義やねらい、子供の変容等について共有を図りつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用しながら具体的に話し合い、目の前の子供の実態に応じて、架け橋期のカリキュラムの実践・改善等を行っていくことも大切である。

さらに、このように継続的に行われる対話においては、幼保小だけでなく、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、コミュニティ・スクール等を活用し、保護者や地域住民の参画を得る仕組みとしていくことが重要である。その際、幼児教育施設における遊びは、先生の意図的、計画的な教育であることが保護者や地域住民には伝わりにくいため、遊びを通して学びが小学校以降の教育の基盤につながっていくことについて、幼保小が連携して発信することが重要である。

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援 (18ページ)

(2)目指す方向性

①幼児教育施設の教育機能と場の提供

さらに、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、小学校と近隣の幼児教育施設や地域の自治会・まちづくり協議会等との連携・協力を促進し、乳幼児期の子供の保護者と小学生の保護者が交流できる場を設けることにより、保護者がそれぞれの子育て経験等を共有しながら、小学校での子供の学習や生活の見通しを持つことや、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性について認識を共有していくことが期待される。例えば、幼保小では1日の生活リズムが異なることを踏まえ、幼児教育施設と家庭が連携することにより、小学校生活を見据えながら、生活習慣を養うこと等が考えられる。





## 2

# コミュニティ・スクールの導入促進・質的向上のための 国の方策と教育委員会の役割

# 国・都道府県・市町村による継続的な支援

学校教育担当課や  
社会教育担当課等  
関係課の連携

市区町村  
教育委員会

学校運営協議会における指導・  
助言、域内合同研修会の実施、  
人材配置の支援 等



**コミュニティ・スクールの質的向上には  
教育委員会の継続的な支援が必要**

学校教育担当課や  
社会教育担当課等  
関係課の連携

都道府県  
教育委員会

国  
文部科学省

市区町村教育委員会、都道府県立  
学校への指導・助言、広域的な研  
修会の実施、アドバイザー配置 等

学校運営協議会と地域学校協働活動  
を推進する財政支援、全国フォーラム  
の実施、CSマイスター派遣 等

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度予算額 7,066百万円  
(前年度予算額 6,859百万円)



文部科学省

## 背景

## 課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R4時点：15、221校）
- ▶ 社会教育活動である**地域学校協働活動と密接につながる**ことで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、**全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することが必要

## 経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

- 第2章 新しい資本主義に向けた改革
2. 社会課題の解決に向けた取組
- (2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）
- 地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…（略）**

## 事業内容

### 【事業の概要】

**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）**

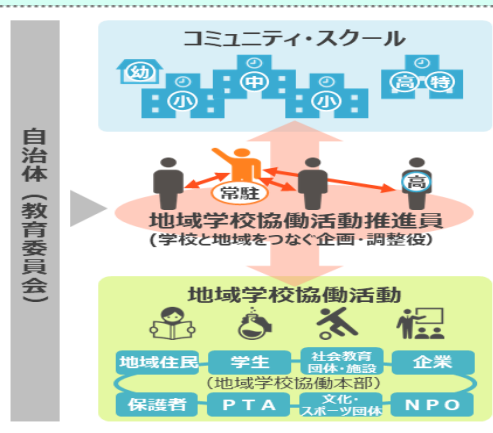
対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市

要件： ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること  
② 地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率等： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
(10,000か所×約67万円（国庫補助）)

支援内容： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等

### 【具体的な取組】



### ▶ 地域学校協働活動推進員の配置

- 10,000か所（30,000人）
- ※課題に対する効果的な取組等を評価し、推進員の追加配置や常駐化を可能とする。

### ▶ 地域学校協働活動の実施

- ① 学校の働き方改革に資する取組
- ② 学習支援や体験・交流活動

→特に、**子供を取り巻く課題に対応するための活動を充実**

### ▶ 教育委員会の伴走支援体制の強化

- CSアドバイザーの配置（都道府県等）
- 研修の充実

## 事業のロジックモデル（令和4年度秋の年次公開検証（秋のレビュー）より）

### アウトプット（活動目標）

- 地域学校協働活動を実施する自治体の増加
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上に関する研修会の実施やアドバイザーを派遣する自治体の増加

### 初期アウトカム（成果目標）

- ① 多様な主体が参画し、様々な地域学校協働活動を継続的に実施する体制がある地域が増加
- ② コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画する地域住民等が増加
- ③ 地域住民と課題を共有し、解決に向けた協議を行う体制がある学校が増加

### 中期アウトカム（成果目標）

- ④ 子供を取り巻く課題が改善した地域が増加
- ⑤ 地域との信頼関係が向上した学校が増加

### 最終アウトカム（成果目標）

- ⑥ 学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に地域課題の解決が図られる

### インパクト（目指す姿）

地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現させることで、学校を核とした地域の活性化に寄与。

- ※④子供を取り巻く課題の類型例
- ・学校運営上の課題（教育課程への対応、児童生徒の問題行動など）
  - ・学校と地域の課題（地域防犯・防災、青少年の健全育成など）
  - ・学校と家庭の課題（子供の貧困、学校外での学習習慣の定着など）

## 測定指標（KPI）

- ① 地域学校協働本部がカバーしている公立学校の数
- ② コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の人数
- ③ コミュニティ・スクールを導入している公立学校の数

- ④ 各自治体が子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合
- ⑤ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合
- ⑥ 地域の子供の成長に貢献している実感がある住民の割合

▶ 各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施。

▶ 国は、各自治体の成果を取りまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施。併せて、全国の好事例及び課題のある事例の共有を通して、各自治体の事業の改善に繋げる。

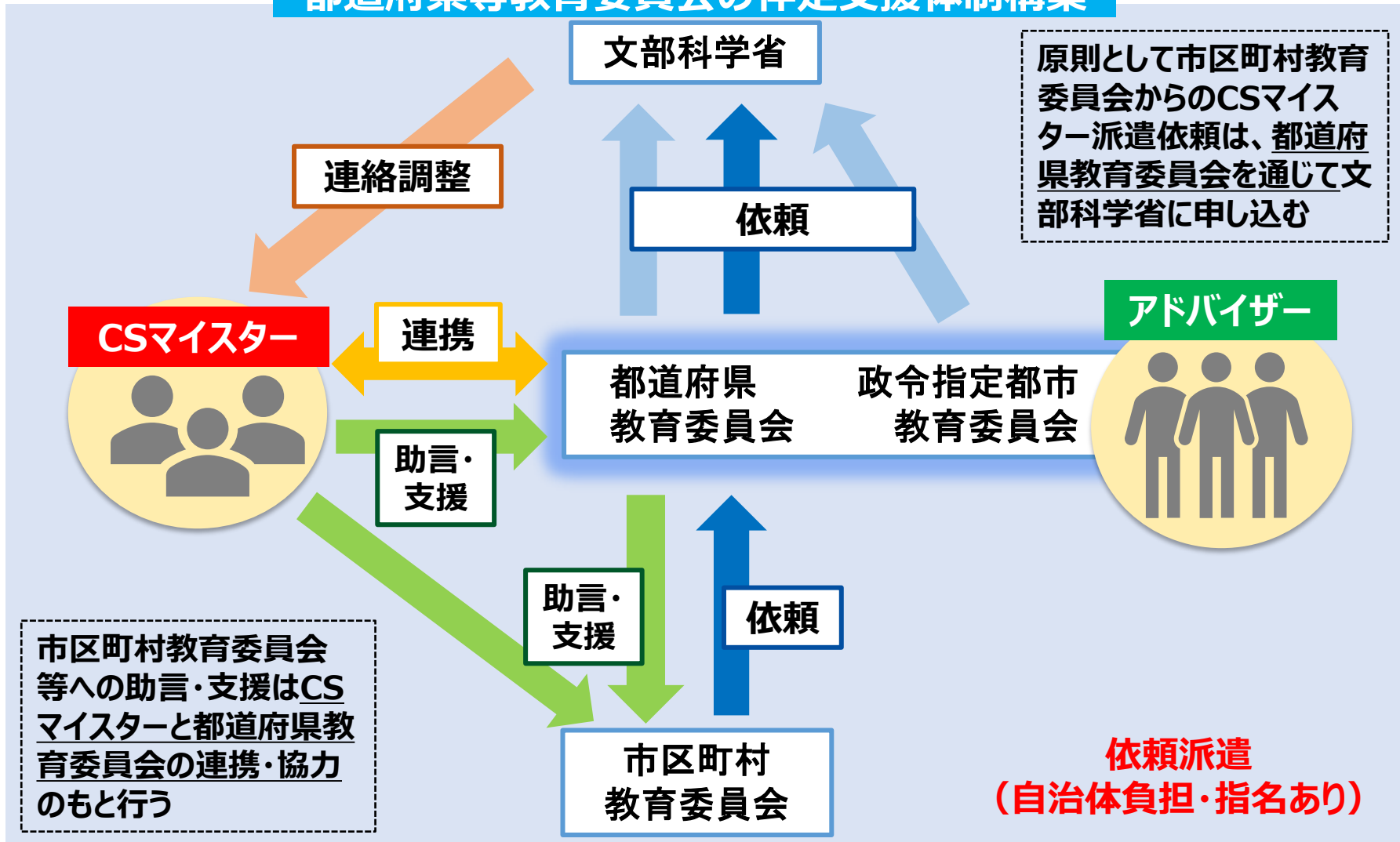
# 令和5年度CSマイスター「依頼派遣」

コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、都道府県教育委員会においては、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、導入促進のみならず導入後の伴走支援を行う必要がある。

市区町村教育委員会からの依頼による文部科学省の「CSマイスター派遣」を、都道府県教育委員会との連携・協力のもと実施することにより、都道府県教育委員会の伴走支援体制の構築を図る。

## 自治体からの依頼に応じた依頼派遣

### 都道府県等教育委員会の伴走支援体制構築





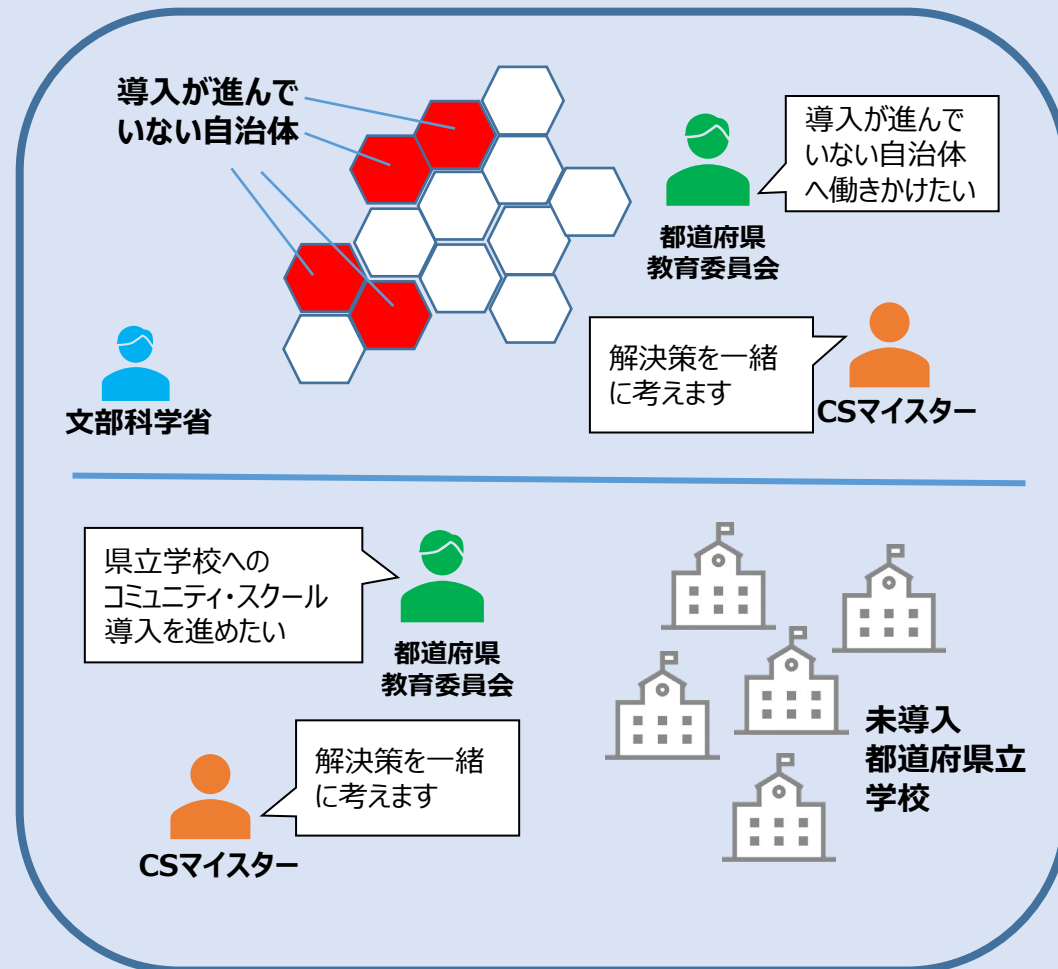
# 令和5年度CSマイスター「プッシュ型派遣」

コミュニティ・スクールの導入を加速するためには、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校に対しても、コミュニティ・スクールの十分な理解を促し、導入に向けた積極的な働きかけを行う必要がある。

都道府県教育委員会の推進プラン策定や推進アクションをCSマイスターが積極的にサポートすることにより、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校の導入促進を図る。**【プランニングサポート、アクションサポート、フォローアップサポートが活用できます】**

## 導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校へのプッシュ型

### 都道府県教育委員会とCSマイスターの連携による導入促進



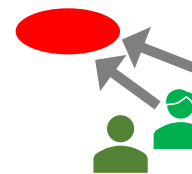
#### プランニングサポート



##### 域内CS導入促進のプランニング助言

都道府県教育委員会が主体となり推進計画を立てる。CSマイスターは**アドバイザーとして関与**する。

#### アクションサポート



##### 都道府県教育委員会（アドバイザー）によるアクション

コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体や都道府県立学校に対して、**訪問や説明会の実施、関係者による協議等**を実施する。  
（例：未導入自治体を集めた説明会の実施、高校校長会での説明）

#### フォローアップサポート



##### アクション後の進展サポート

アクション後の効果を確認するとともに、**次の強化プランへの助言・支援**を行う。

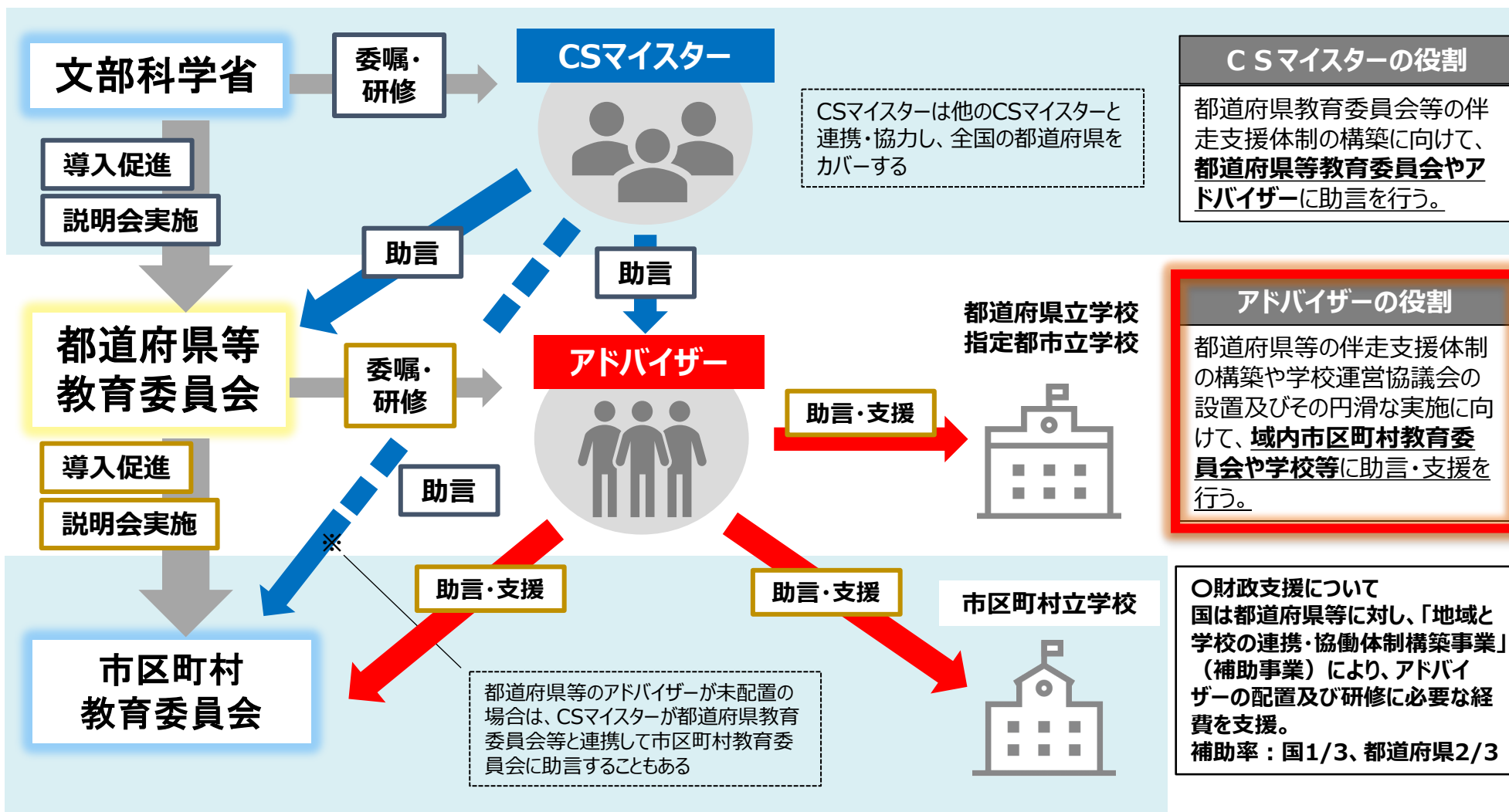
※CSマイスターを派遣できる総時間数は最大12時間とする

# 都道府県教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマイスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

## CSマイスターとアドバイザーの役割



## 推進体制

### CS推進協議会

- ・教育委員会関係課
- ・首長部局関係課
- ・CSアドバイザー
  - ・校長会
  - ・有識者 等

### 学校教育所管課

- ・指導課
- ・教職員 等

### 社会教育所管課

- ・家庭教育支援課
- ・生涯学習課 等



CS  
アドバイザー

CS  
アドバイザー

CS  
アドバイザー

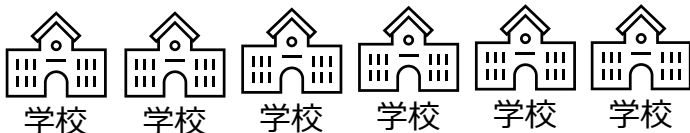
市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村

市区  
町村



## CS主担当課の役割

### 推進方針

#### 〇CSの推進協議会の開催

- ・CS関係課や有識者等をメンバーにして推進協議会を開催

#### 〇CS推進方針の策定

- ・市区町村を含めた県全体としてのCS推進方針を策定  
(所管学校のCS推進計画を含む)

### 状況把握

#### 〇市区町村のコミュニティ・スクール推進状況の把握

- ・国の実施状況調査を活用した状況把握
- ・訪問やヒアリングによる市区町村の具体的な導入計画の把握

#### 〇所管する学校の学校運営協議会の状態把握（高校・特別支援学校所管と連携）

- ・学校運営協議会の参観や関係者へのヒアリング

### CSアドバイザー

#### 〇CSアドバイザーの配置・活用

- ・推進方針に沿った人選（CSについて豊かな知識と実践を有する者）
- ・市区町村教育委員会や所管学校への派遣・助言

#### 〇CSアドバイザーの資質向上

- ・CSマイスターによる指導・助言、CSアドバイザー研修会の実施

### 研修

#### 〇市区町村教育委員会研修【対象】市区町村CS担当者

- ・CS導入前研修
- ・CS導入後研修

#### 〇地域学校協働活動推進員等研修【対象】地域学校協働活動推進員等

- ・地域学校協働活動推進等の資質向上研修 ※高校・特別支援学校にも周知

#### 〇合同研修【CS関係者】

- ・CSや地域学校協働活動の推進、人づくりや地域づくり意識の醸成

### 関係課との連携

- ・CS理解の支援
- ・国の動向の共有
- ・県内のCS状況の共有 等

### CSアドバイザーとの連携が大切



その他にも

- 〇初任者研修
- 〇管理職研修 等

において、CSの内容を盛り込む

# 令和5年度CSアドバイザー配置予定数 (令和5年度自治体仮申請状況より)

16道県 57名 (R4 12道県 54名)

都道府県名	配置予定 人数	都道府県名	配置予定 人数
北海道	4	兵庫県	8
宮城県	1	奈良県	4
秋田県	1	和歌山県	8
茨城県	1	岡山県	1
千葉県	1	山口県	6
長野県	8	愛媛県	1
三重県	3	佐賀県	1
滋賀県	8	長崎県	1

4市 40名 (R4 1市 8名)

都道府県名	配置予定 人数	都道府県名	配置予定 人数
札幌市	1	新潟市	8
仙台市	2	京都市	29





公民館

まち工場

# 参考資料

霞が関町中学生  
いきいきスポーツクラブ

合同防災訓練

# コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

## 教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

## 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、  
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置  
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

### 学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

## 教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、  
コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

## 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

- ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
- ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

### 教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

### 第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度  
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組む  
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

### 第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度  
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大  
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

### 第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度  
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す  
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教育委員会に対して、<b>協議会の設置の努力義務を課す</b>こととした（第1項関係）。</li> </ul>
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっていた。</li> <li>委員は、<u>地域住民や保護者一般のみ</u>が規定されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、<b>学校運営への必要な支援</b>に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、<b>協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努める</b>こととした（第5項関係）。</li> <li>地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の<b>学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える</b>こととした（第2項関係）。</li> </ul>
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、<u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命に当たり、<b>校長が意見申出</b>を行えることとし（第3項関係）、<b>校長がリーダーシップを発揮</b>できる仕組みとした。</li> </ul>
④ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないこと</u>で、抵抗感が強かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような事項について<b>教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める</b>こととした（第7項関係）。</li> </ul>
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ごとに協議会を設置することとされていたが、<u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること</u>等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、<b>二以上の学校について一の協議会を置くことができる</b>こととした（第1項関係）。</li> </ul>

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）



# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

## 第四十七条の五

**教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営**及び**当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

**4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

**6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。**

**7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。**この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。



○地域や企業力を巻き込んだ学校運営や「リアルな体験」機会の充実

- ・ **全ての学校でのコミュニティ・スクールの導入を加速（重点期間：令和4～6年度）**し、地域に開かれた学校運営の実現と防災活動等での学校・地域の連携強化
- ・ 地域や**企業**と学校が連携した形での学習支援や、**起業家との触れ合い、豊かな体験機会**の提供



「地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫」（6/11）末松文部科学大臣 挨拶より

- ・ **今後3年間で、全国でのコミュニティ・スクールの導入数を現在から倍増、約2万校に拡大**していきたい。

## 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

### 【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

### 第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

### 第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

## 次期計画のコンセプト

### 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

### 日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれの**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む
- ・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

## 今後の教育政策に関する基本的な方針

### グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国际交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

### 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
  - ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
  - ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

### 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等の社会教育施設の機能強化**や**社会教育人材の養成**と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、**家庭教育支援の充実**による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者として地域社会の担い手**となる

## 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る**3段階**（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

**GIGAスクール構想**、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

## 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、**学校における働き方改革の更なる推進**、経済的・地理的状況によらない学びの確保

**NPO・企業等多様な担い手**との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

**各関係団体・関係者（子供を含む）との対話**を通じた計画の策定等

## 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

### 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

### 教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。「未来への投資」としての教育投資を社会全体で確保。

#### ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

#### ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想、教師の処遇等の在り方の検討、指導体制の構築、教員研修高度化
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

## 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実</li> <li>○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施</li> <li>○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革</li> <li>○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進</li> <li>○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達</li> <li>・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合</li> <li>・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合</li> <li>・高校生・大学生の授業外学修時間</li> <li>・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合</li> <li>・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数</li> </ul>
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応、人権教育の推進</li> <li>○発達支持的生徒指導の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実</li> <li>○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合</li> <li>・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合</li> <li>・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合</li> </ul>
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化</li> <li>○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実</li> <li>○アスリートの発掘・育成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食を欠食する児童生徒の割合</li> <li>・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合</li> <li>・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合</li> </ul>
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進</li> <li>○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合 ※留学等の国際交流は今後設定予定</li> </ul>
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化</li> <li>○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進</li> <li>○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士入学者数に対する博士入学者数の割合</li> <li>・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合</li> <li>・大学等における起業家教育の受講者数</li> </ul>
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進</li> <li>○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進</li> <li>○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合</li> <li>・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合</li> </ul>



教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の推進</li> <li>○不登校児童生徒への支援の推進</li> <li>○ヤングケアラーの支援</li> <li>○子供の貧困対策</li> <li>○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進</li> <li>○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援</li> <li>○大学等における学生支援</li> <li>○夜間中学の設置・充実</li> <li>○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上</li> <li>○高等専修学校の教育の推進</li> <li>○日本語教育の充実</li> <li>○障害者の生涯学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況</li> <li>・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合</li> <li>・不登校特例校の設置数</li> <li>・夜間中学の設置数</li> <li>・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合</li> <li>・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合</li> </ul>
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実</li> <li>○働きながら学べる環境整備</li> <li>○リカレント教育のための経済支援・情報提供</li> <li>○現代的・社会的課題に対応した学習</li> <li>○女性活躍に向けたリカレント教育の推進</li> <li>○高齢者の生涯学習の推進</li> <li>○リカレント教育の成果の適切な評価・活用</li> <li>○生涯を通じた文化芸術活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合</li> <li>・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合</li> <li>・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合</li> </ul>
9. <u>学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</u></li> <li>○家庭教育支援の充実</li> <li>○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コミュニティ・スクールを導入している公立学校数</u></li> <li>・<u>学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合</u></li> <li>・<u>コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況</u></li> </ul>
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設の機能強化</li> <li>○社会教育人材の養成・活躍機会拡充</li> <li>○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合</li> <li>・社会教育士の称号付与数</li> <li>・公民館等における社会教育主事有資格者数</li> </ul>
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1人1台端末の活用</li> <li>○児童生徒の情報活用能力の育成</li> <li>○教師の指導力向上</li> <li>○校務DXの推進</li> <li>○教育データの標準化</li> <li>○教育データ分析・利活用</li> <li>○デジタル人材育成の推進（高等教育）</li> <li>○社会教育分野のデジタル活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値）</li> <li>・教師のICT活用指導力</li> <li>・ICT機器を活用した授業頻度</li> <li>・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数</li> </ul>
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導体制の整備</li> <li>○学校における働き方改革の更なる推進</li> <li>○ICT環境の充実</li> <li>○教師の養成・採用・研修の一体的改革</li> <li>○地方教育行政の充実</li> <li>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の在籍等時間の短縮</li> <li>・特別免許状の授与件数</li> <li>・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況</li> <li>・児童生徒1人1台端末の整備状況</li> <li>・ICT支援員の配置人数</li> <li>・大学における外部資金獲得状況</li> <li>・大学間連携に取り組む大学数</li> </ul>
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育費負担の軽減に向けた経済的支援</li> <li>○へき地や過疎地域等における学びの支援</li> <li>○災害時における学びの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率</li> <li>・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合</li> <li>・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数</li> </ul>
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPOとの連携</li> <li>○企業との連携</li> <li>○スポーツ・文化芸術団体との連携</li> <li>○医療・保健機関との連携</li> <li>○福祉機関との連携</li> <li>○警察・司法との連携</li> <li>○関係省庁との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合</li> <li>・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況</li> </ul>
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の整備</li> <li>○学校における教材等の充実</li> <li>○私立学校の教育研究基盤の整備</li> <li>○文教施設の官民連携</li> <li>○学校安全の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率</li> <li>・私立学校施設の耐震化率</li> <li>・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数</li> </ul>
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善</li> </ul>



## 2023年度 文部科学省「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

	期日等	実施方法	主催
茨城県	7月15日（土）	会場参集 (WEB配信併用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省</li> <li>茨城県教育委員会</li> </ul>
南部町 (鳥取県)	12月15日（金）	会場参集 (WEB配信併用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省</li> <li>鳥取県教育委員会</li> <li>南部町教育委員会</li> <li>全国コミュニティ・スクール連絡協議会</li> </ul>

### <参考> R4年度実績

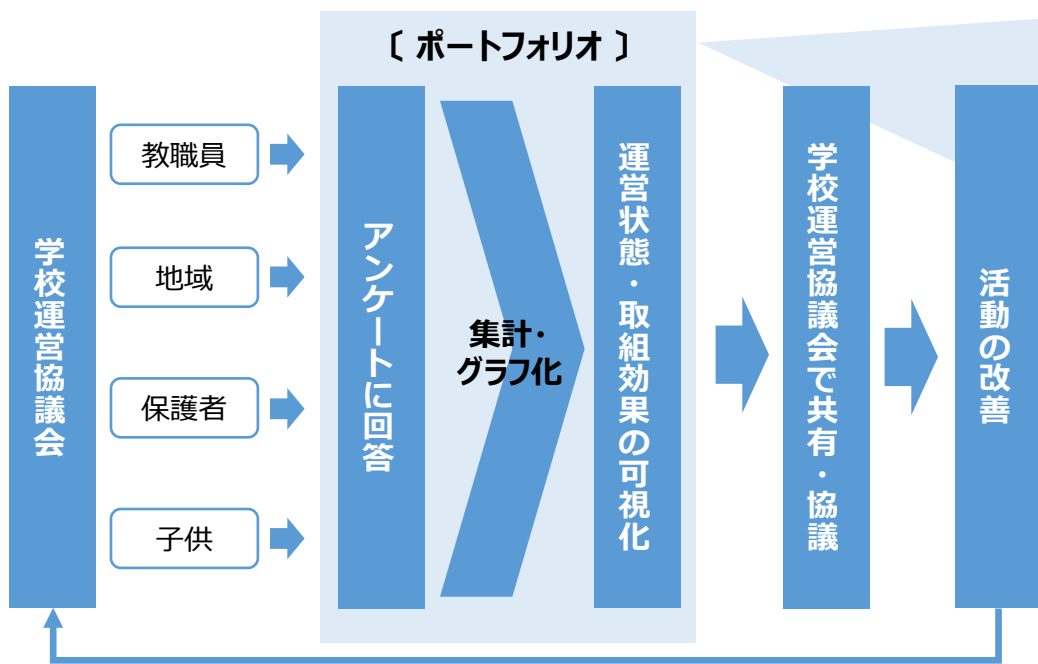
開催地	期日	実施方法	テーマ	主催
兵庫県	6月11日（土）	会場参集 (WEB配信併用)	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	文部科学省、兵庫県、兵庫県教育委員会、 全国コミュニティ・スクール全国協議会
玖珠町 (大分県)	10月29日（土）	会場参集 (WEB配信併用)	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	文部科学省、大分県教育委員会、玖珠町教育委員会、 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
文部科学省	2月3日（金）	WEB配信	大臣表彰の受賞取組の事例研究（※同日午前大臣表彰を実施）	文部科学省

# C Sポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、C Sの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「C Sポートフォリオ」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

（※文部科学省委託事業として、令和2年度は、試行的に一部小中約40校で検証を実施。令和3年度は、小中における継続検証及び高等学校での検討・検証を実施予定）

## 【C Sポートフォリオの仕組み（イメージ）】



可視化される事項の例：

- 学校運営協議会の運営に関する事項（自律性、対等性、持続性、熟議度等）
- 学校（教職員）・家庭（保護者）・地域の意識・活動状況に関する事項
- 子どもの関心や学校や地域との関わりに関する事項
- 大人（教職員、地域、保護者）の関心や関わりに関する事項 など

- ▶ C Sの運営状態やC Sの生み出す効果を視覚化
- ▶ 今後の学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

**C Sの診断ツール（≒健康診断）**

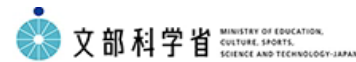
## 【今後の活用の可能性】

- ① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のC Sの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、P D C Aサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）
- ② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与

# 「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

## 学校と地域でつくる 学びの未来 School Home Community



文字

標準

拡大

背景色

標準

黒

青

よくある質問

初めての方へ

サイトマップ

SNS

お問い合わせ

2文字以上のキーワードを入力

検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員  
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国取組事例

企業等による教育プログラム

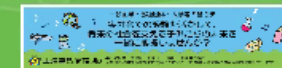
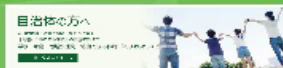
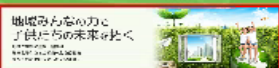
関連資料・パンフレット

## 地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、  
教育と子供たちの明日へ心を寄せる  
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索

